

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第二十条関係）
 ○
 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）（抄）（第二十一条関係）
 ○
 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）（抄）（第二十二条関係）
 ○
 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第二十三条関係）
 ○
 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）（附則第六条関係）
 ○
 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）（附則第七条関係）
 ○
 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）（抄）（附則第八条関係）
 ○
 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（附則第九条関係）
 ○
 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（附則第十条関係）
 ○
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八
 年政令第十八号）（抄）（附則第十一条関係）
 ○
 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）（抄）（附則第十二条関係）

○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
第三条 (略)	第三条 (略)	第三条 (略)	第三条 (略)	第三条 (略)
2 刑事施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院又は入 国者収容所若しくは地方入国管理局の中に設けられた病院又 は診療所については、法第六条の三、第七条第五項、第十四 条の二第一項第一号及び第二号、第三十条の十二第一項、第 三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条的十 五第一項並びに第三十条の十六第二項の規定は、適用しない 。	2 刑事施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院又は入 国者収容所若しくは地方入国管理局の中に設けられた病院又 は診療所については、法第六条の三、第十四条の二第一項第 一号及び第二号並びに第三十条の十二の規定は、適用しない 。	3 皇室用財産である病院又は診療所については、法第七条第 五項、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三 十条の十四第二項、第三十条の十五第一項及び第三十条の十 六第二項の規定は、適用しない。	3 皇室用財産である病院又は診療所については、法第三十条 の十二の規定は、適用しない。	3 皇室用財産である病院又は診療所については、法第三十条 の十二の規定は、適用しない。

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第二条関係）

(傍線の部分は改正部分)

目次	改 正 案	現 行
第一章～第四章 （略）		
第五章 地域支援事業(第三十七条の十三～第三十七条の十六)		
第六章～第九章 (略)		
第五章 地域支援事業(第三十七条の十三～第三十七条の十五)	第一章 総則(第一条～第四条)	第一章 総則(第三十一条～第三十五条)
第六章 保険料(第三十八条～第四十五条の七)	第二章 介護認定審査会(第五条～第十条)	第二章 介護認定審査会(第三十五条の十五～第三十五条の十六)
第七章 審査請求(第四十六条～第五十一条)	第三章 保険給付	第三章 保険給付
第八章 雜則(第五十一条の二・第五十一条の三)	第四節 介護給付(第十五条～第二十二条の五)	第四節 介護支援専門員並びに事業者及び施設
第九章 施行法の経過措置に関する規定(第五十二条～第五十九条)	第五節 予防給付(第二十三条～第二十九条の五)	第五節 通則(第三十五条の二～第三十五条の十四)
附則	第六節 保険給付の制限等(第三十条～第三十五条)	第六節 介護支援専門員(第三十五条の十五～第三十五条の十六)
	第七節 介護老人保健施設(第三十六条・第三十七条)	第七節 介護老人保健施設(第三十六条～第三十七条)
	第八節 介護サービス情報の公表(第三十七条の二～第三十七条の十二)	第八節 介護サービス情報の公表(第三十七条の二～第三十七条の十二)

（特別会計の勘定）

第一条 介護保険法（以下「法」という。）第一百十五条の四十九に規定する事業として指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。

（法第八条第二項の政令で定める者）

第三条 法第八条第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）とする。

一 （略）

二 （略）

（特別会計の勘定）

第一条 介護保険法（以下「法」という。）第一百十五条の四十八に規定する事業として指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。

（法第八条第二項及び第八条の二第二項の政令で定める者）

第三条 法第八条第二項及び第八条の二第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）とする。

一 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府

県知事

二 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けた

4 (略)
3 (略)
2

(居宅介護サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)
第十六条 法第四十三条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

4 前三項に規定するもののほか、養成研修修了者に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。
3 都道府県知事は、介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなったと認められるときは、第一項第二号の指定を取り消すことができる。
2 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。
ハ 介護員養成研修の実施に関する都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

もの（以下この条において「介護員養成研修」という。） 当該介護員養成研修事業者
2 前項第二号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。
一 厚生労働省令で定める基準に適合する介護員養成研修を適正に実施する能力があると認められること。
二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
イ 養成研修修了者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

に定める額とする。

一 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては百分の八十。以下この条から第十八条までにおいて同じ。）に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。）当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この条において同じ。）若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

一 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。）当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この条において同じ。）若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

（法第四十三条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合（次号の場合を除く。）当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

三 (略)

三 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなり、かつ、同条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合 当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額又は同条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額のうちいずれか大きい方の額を控除して得た額

(居宅介護福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第十七条 法第四十四条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条第十三項に規定する特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該特定福祉用具の購入に係る居宅介護福祉用具購入費として支給するものとした場合における法第四十四条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(居宅介護福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第十七条 法第四十四条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条第十三項に規定する特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該特定福祉用具の購入に係る居宅介護福祉用具購入費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)
第二十二条の二 法第四十九条の二に規定する所得の額は、同条各

(新設)

号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあつた日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

3

2

法第四十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。第二十九条の二第三項第一号において同じ。）の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、二百八十万円）に満たない場合

二 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年度（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次条第五項第一号、第二十条の三第六項第三号ニ並びに第七項第一号ニ及び第二号ニ並

びに第二十九条の二の二第五項第一号を除き、以下同じ。）を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあつた日において生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合

（高額介護サービス費）

第二十二条の二の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第一市町村特例割合」という。）で除して得た割合（同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第二市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）

（高額介護サービス費）

第二十二条の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第五十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）

）が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が三万七千二百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（被保護者を除く。以下この項、次項、第五項から第七項までにおいて同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合（同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額

二 （略）

二 要介護被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生労働省令で定める給付が行われるべき居宅サービス等（以下この号及び次項において「特定給付対

）が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が三万七千二百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

象居宅サービス等」という。)を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス等(居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給の対象となる部分に限る。)について当該要介護被保険者がなお負担すべき額

三 居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)(被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二の二第二項、第三項及び第五項から第七項までにおいて同じ。)が受けた介護予防サービス等(次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。)に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例介護予防サービス費の合計額(以下「介護予防サービス費合計額」という。)に九十分の十(法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百から同項に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第二十九条の二第一項において「市町村特例割合」という。)を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合(法第六十条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百から同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第二十九条の二の二第三項、第四項及び第十項において同じ。)を乗じて得た額

四 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第二

四 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第二

号に規定する厚生労働省令で定める給付が行われるべき介護予防サービス等（以下この号及び第二十九条の二の二第三項において「特定給付対象介護予防サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象介護予防サービス等（介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該居宅要支援被保険者がなお負担すべき額

3
(略)

4
(略)

5
第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する

第一号被保険者のいずれかの居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項及び次項において同じ。）の所得について、第一号に掲げる額（当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有する者にあつては、第一号に掲げ

号に規定する厚生労働省令で定める給付が行われるべき介護予防サービス等（以下この号及び第二十九条の二第三項において「特定給付対象介護予防サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象介護予防サービス等（介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該居宅要支援被保険者がなお負担すべき額

3

4
要介護被保険者が特定給付対象居宅サービス等を受けた場合において、当該要介護被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が三万七千二百円を超えるときは、当該得た額から三万七千二百円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。

要介護被保険者が被保護者である場合において、当該要介護被保険者が同一の月において受けた居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超えるときは、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。

(新設)

る額から第一号に掲げる額を控除して得た額) が百四十五万円以上であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「四万四千四百円」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む)、次条第六項第三号ニ並びに第七項第一号ニ及び第二号ニ並びに第二十九条の二の二第五項第一号において同じ。)に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の

四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。）の合計額から地方税法第三百二十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二 当該居宅サービス等があつた月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乘じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乘じて得た額の合計額

前項の規定は、要介護被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した居宅サービス等のあつた月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円（当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあつては、三百八十三万円）に満たない場合には、適用しない。

7 第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等のあつた月の属する年度（居宅サービス等のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第九項において「市町村民税世帯非課税者」とい

（新設）

5 第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等のあつた月の属する年度（居宅サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十二条の三第六項第三号ニ、同条第七項第一号ニ及び同項第二号ニを除き、以下同

う。)

二 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて、第二項及び第二十九条の二の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

9 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者である者であつて、同項及び第二十九条の二の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

8 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者である者であつて、同項及び第二十九条の二の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

6 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者である者であつて、同項及び第二十九条の二の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

7 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主

及び全ての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者である者であつて、同項及び第二十九条の二の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

9 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者である者であつて、かつ、居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額及び当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額が八十万円以下である場合は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六

じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。）

十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

10 要介護被保険者が法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は介護保険施設（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付（第二十九条の二の二第十項において「特定公費負担給付」という。）が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等について居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に

とする。以下同じ。）の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8 要介護被保険者が法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は介護保険施設（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付（第二十九条の二の二第八項において「特定公費負担給付」という。）が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等について居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に

額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。

11 (略)

12 (略)

13 (略)

(高額医療合算介護サービス費)
第二十二条の三 (略)

相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。

9 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者に対し、第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費の支給がされたものとみなす。

10 要介護被保険者が同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第二項から前項までの規定の適用については、当該要介護被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であつたものとみなし、当該月に当該要介護被保險者が受けた介護予防サービス等に關して支給される介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費は、居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給されるものとみなす。

11 高額介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(高額医療合算介護サービス費)

第二十二条の三 法第五十一条の二第一項に規定する政令で定める額は、次のとおりとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

二 船員保険法第八十三条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に

相当する額を控除して得た額とする。)

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十条の二第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の二第一項に規定する一部負担金等の額（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）

高額医療合算介護サービス費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上医療合算支給総額（次項の七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項の七十歳以上医療合算算定基準額を控除した額（当該額が高額医療合算介護サービス費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額（

以下この条において「支給基準額」という。)以下である場合又は当該七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。)をいう。)を控除した額(以下この項において「医療合算利用者負担世帯合算額」という。)が医療合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、医療合算利用者負担世帯合算額から医療合算算定基準額を控除した額に医療合算按分率(同号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額の合算額から次項の規定により高額医療合算介護サービス費が支給される場合における当該支給額の算定に係る同項の七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項に規定する七十歳以上医療合算算定基準額を控除した額に同項に規定する七十歳以上医療合算按分率を乗じて得た額(以下この項において「七十歳以上世帯支給額」という。)を控除した額を、医療合算利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額に被保険者医療合算按分率(第一号に掲げる額から次項の規定により支給される高額医療合算介護サービス費を控除した額を、同号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額の合算額から七十歳以上世帯支給額を控除した額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。ただし、第一号から第六号までに掲げる額を合算した額又は第七号に掲げる額が零であるときは、この限りでない。一 前年八月一日から七月三十一日までの期間(以下この条及び第二十九条の三第三項において「計算期間」という。)において被保険者である者に限る。以下この条において「基準日被保険者」という。)が受けた居宅サービス等に係る前条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費

が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)

二 計算期間において、基準日被保険者が受けた介護予防サービス等に係る前条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

三 計算期間において、基準日被保険者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る前条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合又は第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、これらの支給額の合計額を控除した額とする。）

四 (略)

三 計算期間において、基準日被保険者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る前条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合又は第二十九条の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、これらの支給額の合計額を控除した額とする。）

四 (略)

三 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額

五 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に受けた介護予防サービス等に係る第二号に規定する合算額

六 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第三号に規定する合算額

七 イ 基準日において健康保険法の規定による被保険者（同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合

員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第四項において「健康保険被保険者」という。又はその被扶養者（健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「健康保険被扶養者」という。）である者 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十三条の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

口 基準日において日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。第四項において同じ。）又はその被扶養者（健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「日雇特例被扶養者」という。）である者 健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる額の合算額

ハ 基準日において船員保険法の規定による被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第四項において「船員保険被保険者」という。）又はその被扶養者（船員保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「船員保険被扶養者」という。）である者 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十四号）第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額
ニ 基準日において国民健康保険法の規定による被保険者（以下この条において「国民健康保険被保険者」という。）である者（基準日において同法第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当することにより、当該基準日の翌日から国民健康保険被保険者の資格を喪失することとなる者を除く。以下この条において同じ。） 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の二

第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

示 基準日において国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等（以下この条において「自衛官等」という。）を除く。第四項において「国共済組合員」という。）又はその被扶養者（同法の規定による被扶養者をいい、自衛官等の被扶養者を含む。同項において「国共済被扶養者」という。）である者（国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額）

ヘ 基準日において自衛官等である者（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額）

ト 基準日において地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員（第四項において「地共済組合員」という。）又はその被扶養者（同法の規定による被扶養者をいう。同項において「地共済被扶養者」という。）である者（地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の六第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額）

チ 基準日において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（第四項において「私学共済加入者」という。）又はその被扶養者（同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法の規定による被扶養者をいう。同項において「私学共済被扶養者」という。）である者（私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令

(略)

第十一条の三の六の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

リ 基準日において高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者（以下この条において「後期高齢者医療の被保険者」という。）である者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の二第一項第一号から第二号までに掲げる額の合算額

3 前項各号に掲げる額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等若しくは介護予防サービス等又は同項第七号イからリまでに定める額に係る規定に規定する療養（以下この項において「七十歳以上合算対象サービス」という。）に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額（以下この項において「七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額」という。）が七十歳以上医療合算算定基準額を加えた額を超える場合は、七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から七十歳以上医療合算算定基準額を控除した額に七十歳以上医療合算按分率（七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額を、七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に七十歳以上被保険者医療合算按分率（七十歳以上合算対象サービスに係る同項第一号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、七十歳以上合算対象サービスに係る同号、同項第二号、第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を高額医療合算介護サービス費として基準日被保険者に支給する。ただし、七十歳以上合算対象サ

サービスに係る同項第一号から第六号までに掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額又は七十歳以上合算対象サービスに係る同項第七号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額が零であるときは、この限りでない。

4 第二項の基準日被保険者の合算対象者は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 基準日において被用者保険被保険者等（健康保険被保険者、日雇特例被保険者、船員保険被保険者、国共済組合員、自衛官等、地共済組合員又は私学共済加入者をいう。以下この条において同じ。）である者 基準日においてその被扶養者（健康保険被扶養者、日雇特例被扶養者、船員保険被扶養者、国共済被扶養者、地共済被扶養者又は私学共済被扶養者をいう。以下この条において同じ。）である者
 - 二 基準日において被扶養者である者 基準日において当該者がその被扶養者である被用者保険被保険者等である者又は基準日において当該被用者保険被保険者等の被扶養者である当該者以外の者
 - 三 基準日において国民健康保険被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属する当該者以外の国民健康保険被保険者である者
 - 四 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属する当該者以外の後期高齢者医療の被保険者である者
- 5 第二項から前項までの規定は、当該計算期間において当該市町村が行う介護保険の被保険者であつた者（基準日において当該市町村が行う介護保険の被保険者である者を除く。）に対する高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。

一 (略)

第二項（前項において準用する場合を含む。）の医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一

基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者 次のイからホまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額

イ

ロからホまでに掲げる者以外の者 六十七万円

ロ 基準日の属する月の標準報酬月額等（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。以下この項及び

次項において同じ。）が八十三万円以上の被用者保険被保険者等又はその被扶養者 二百十二万円

ハ 基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円以上八十三万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者 百四十一万円

二

基準日の属する月の標準報酬月額等が二十八万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ホに掲げる者を除く。）六十万円

ホ

市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項において同じ。）である被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロ及びハに掲げる者を除く。）三十四万円

イ 口からホまでに掲げる場合以外の場合 六十七万円
ロ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年(前々年(第九項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年の前年。ハ及びニにおいて同じ。)の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が九百一万円を超える場合 二百十二万円

ハ

基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年(前々年(国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が六百万円を超える場合 九百一万円以下の場合 百四十一万円

二

基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年(前々年(国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百十円以下の場合(ホに掲げる者を除く。) 六十万円

ホ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、(1)及び(2)に掲げる区分に従い、それぞれ(1)及び(2)に定める者の全てについて基準日の属する年度の前年度(第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの

三

(略)

ロイ
(略) (略)

ハ
(略)

二 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及び

日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される場合(これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日ににおいて同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。次項において「市町村民税国保世帯非課税の場合」という。) 三十四万円

(1) 当該国民健康保険被保険者が市町村の行う国民健康保険の被保険者である場合 当該者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する当該市町村の行う国民健康保険の被保険者である者

(2)

当該国民健康保険被保険者が組合の行う国民健康保険の被保険者である場合 当該者の属する世帯に属する当該組合の組合員及びその世帯に属する当該組合の行う国民健康保険の被保険者である者

三 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 口からニに掲げる者以外の者 五十六万円

ロ 基準日において療養の給付(高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付をいう。)を受けることとした場合に同法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者 六十七万円

ハ 市町村民税世帯非課税者(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項第三号の市町村民税世帯非課税者をいう。)(ニに掲げる者を除く。) 三十一万円

二 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及び

(略)

全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十五項第一項第四号に規定する「各種所得の金額」）をいう。

次項において同じ。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない者十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であつた間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあつては、三十万円とする。）

全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次項第一号ニ及び第二号ニにおいて同じ。）に係る各種所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十五項第一項第四号に規定する「各種所得の金額」）をいう。次項において同じ。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同令第七条第一項に規定する「他の所得と区分して計算される所得の金額」）をいう。

次項において同じ。）がない者十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であつた間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあつては、三十万円とする。）

第三項（第五項において準用する場合を含む。）の七十歳以上医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 口からニまでに掲げる者以外の者 五十六万円

ロ 基準日において療養の給付（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法による療養の給付をいう。）を受けることとした場合に、健康保険法第七十四条第一項第三号、船員保険法第五十五条第一項第三号、国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号（

私立学校教職員共済法第二十五条の規定により読み替えて準用する場合を含む。) 又は地方公務員等共済組合法第五十七条第二項第三号の規定が適用される被用者保険被保険者等又はその被扶養者 六十七万円

ハ 市町村民税非課税者である被用者保険被保険者等又はその被扶養者(口又はニに掲げる者を除く。) 三十一万円

二 被用者保険被保険者等及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者のすべてが基準日の属する年度の前年度(第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度) 分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被用者保険被保険者等又はその被扶養者(口に掲げる者を除く。) 一十九万円(計算期間において、当該基準日被保険者又は当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。)

二 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからニまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 口からニに掲げる場合以外の場合 五十六万円

ロ 基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付(国民健康保険法による療養の給付をいう。)を受けることとした場合において、同法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であるとき。 六十七万円

ハ 市町村民税国保世帯非課税の場合(ニに掲げる場合を除く。) 三十一万円

二 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日におい

- 8 要介護被保険者が計算期間における同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合における第二項から第四項まで（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）及び第五項から前項までの規定の適用については、前条第十二項の規定を準用する。
- 9 (略)
- 10 (略)
- 8 要介護被保険者が計算期間における同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合における第二項から第四項まで（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）及び第五項から前項までの規定の適用については、前条第十項の規定を準用する。
- 9 被保険者が計算期間において医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなり、かつ、その医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなった日以後の計算期間において新たに医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額医療合算介護サービス費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、この条の規定を適用する。
- 10 高額医療合算介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

て、前項第二号ハ(1)及び(2)に掲げる区分に従い、それぞれ当該(1)及び(2)に定める者のすべてについて基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合、十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあつては、三十万円とする。）

三 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 前項第三号に定める額

8 要介護被保険者が計算期間における同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合における第二項から第四項まで（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）及び第五項から前項までの規定の適用については、前条第十項の規定を準用する。

9 被保険者が計算期間において医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなり、かつ、その医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなった日以後の計算期間において新たに医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額医療合算介護サービス費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、この条の規定を適用する。

10 高額医療合算介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（介護予防サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法）

第二十五条 法第五十五条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、百分の八十。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）に相当することとなる場合（第三号の場合を除く。）当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

二（略）

（介護予防サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法）

第二十五条 法第五十五条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当することとなる場合（第三号の場合を除く。）当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

二 法第五十五条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当することとなる場合（次号の場合を除く。）当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

三 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなり、かつ、同条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額又は同条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額のうちいかが大きい方の額を控除して得た額

(介護予防福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十六条 法第五十六条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該特定介護予防福祉用具の購入に係る介護予防福祉用具購入費として支給するものとした場合における法第五十六条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする

(介護予防福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十六条 法第五十六条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該特定介護予防福祉用具の購入に係る介護予防福祉用具購入費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(介護予防サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十九条の二 法第五十九条の二に規定する所得の額は、同条各号に掲げる予防給付に係るサービス (以下「予防給付対象サービ

(新設)

ス」という。)のあつた日の属する年の前年(当該予防給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。)の合計所得金額とする。法第五十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

3 2

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が三百四十六万円(当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合には、二百八十万円)に満たない場合
- 二 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあつた日の属する年度(当該予防給付対象サービスのあつた日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されていらない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合
- 三 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあつた日において被保護者である場合

(高額介護予防サービス費)

第二十九条の二の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定める

ところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の百(法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用

(高額介護予防サービス費)

第二十九条の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サ

ービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の百(法第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。

第二十九条の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の百(法第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。

される場合にあつては百分の百を第二市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。

2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が三万七千二百円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要支援被保険者按分率(居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二の二第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。)を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。

3 (略)

4 (略)

5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年(介護予防サービス等のあつた月が一月から七月までの場合には、前々年。以下この項及び次項において

2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が三万七千二百円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要支援被保険者按分率(居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。)を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。

3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が三万七千二百円を超えるときは、当該得た額から三万七千二百円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超えるときは、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

(新設)

同じ。)の所得について、第一号に掲げる額(当該介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年)の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの(第二号において「控除対象者」という。)を有する者にあっては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額)が百四十五万円以上であるときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「四万四千四百円」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額

二 当該介護予防サービス等があつた月の属する年の前年)の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乗じて得た額の合計額

前項の規定は、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する全の第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円(当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあつては、三百八十三万円)に満たない場合には適用しない。

7 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等のあつた月の属する年度(介護予防サービス等のあつた月

(新設)

5

第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等のあつた月の属する年度(介護予防サービス等のあつた月

が四月から七月までの場合にあつては、前年度) 分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第九項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

二 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第二号に掲げる者を除く。)であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千円」とする。

9 居宅要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年(介護予防サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年(当該介護予防サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額の合計額が八十万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万

月が四月から六月までの場合にあつては、前年度) 分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第二号に掲げる者を除く。)であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千円」とする。

7 居宅要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年(介護予防サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年(当該介護予防サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額の合計額が八十万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万

五千円を控除して得た額が、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

10| (略)

11| (略)

12| (略)

13| (略)

五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8|

居宅要支援被保険者が法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第五十四条の二第一項に規定する指定介護予防サービス事業者等」という。)について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。

9|

前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者に支給があつたものとみなす。

10| 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第二項から前項までの規定は適用しない。

11| 高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事

項は、厚生労働省令で定める。

(高額医療合算介護予防サービス費)

第二十九条の三 (略)

2 (略)

3 居宅要支援被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合における前項において読み替えて準用する第二十二条の三（第一項及び第八項を除く。）の規定の適用については、前条第十二項の規定を準用する。

(保険料徴収権消滅期間の算定方法)

第三十三条 法第六十九条第一項に規定する保険料徴収権消滅期間（次条において「保険料徴収権消滅期間」という。）は、要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者であった各年度（要介護被保険者等が認定（同項に規定する認定をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を受けた日の十年前の日の属する年度から、認定を受けた日の属する年度までの各年度。以下この条及び次条第二項において「算定対象年度」という。）について、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数とする。

一 (略)

(高額医療合算介護予防サービス費)

第二十九条の三 法第六十一条の二第一項に規定する政令で定める額は、第二十二条の三第一項各号に掲げる額とする。

2 高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第二十二条の三（第一項及び第八項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第一号に掲げる」とあるのは、「第二号に掲げる」と、同条第三項中「同項第一号に掲げる」とあるのは、「同項第二号に掲げる」と読み替えるものとする。

3 居宅要支援被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合における前項において読み替えて準用する第二十二条の三（第一項及び第八項を除く。）の規定の適用については、前条第十項の規定を準用する。

(保険料徴収権消滅期間の算定方法)

第三十三条 法第六十九条第一項に規定する保険料徴収権消滅期間（次条において「保険料徴収権消滅期間」という。）は、要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）であった各年度（要介護被保険者等が認定（法第六十九条第一項に規定する認定をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を受けた日の十年前の日の属する年度から、認定を受けた日の属する年度までの各年度。以下この条及び次条第二項において「算定対象年度」という。）について、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数に相当する年数とする。

一 算定対象年度において当該要介護被保険者等が当該市町村に

対して納付すべき保険料額（要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者となり、又は当該市町村の第一号被保険者でなくなりた年度においては、当該年度の賦課期日に当該市町村の第一号被保険者となり、当該年度の末日に至るまで当該市町村の第一号被保険者であつたものとみなして算定するものとする。）

二 (略)

(登録の拒否等に係る法律)

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 (略)

(略)

二 二 一 (略)

(略)

三 二 一 (略)

(略)

四 二 一 (略)

(略)

(登録の拒否等に係る法律)

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）

二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）

三 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

四 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

五	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
六	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）
七	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
八	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
九	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律五百八十九号）
十	（略）
十一	（略）
十二	（略）
十三	（略）
十四	（略）
十五	（略）
十六	高齢者の医療の確保に関する法律
十七	（略）
十八	（略）
十九	（略）
二十	（略）
二十一	（略）
二十二	（略）
二十三	（略）
二十四	（略）

五	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
六	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）
七	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
八	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
九	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律五百八十九号）
十	生活保護法
十一	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
十二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）
十三	薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十六号）
十四	老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）
十五	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第二百三十七号）
十六	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
十七	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
十八	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
十九	精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）
二十	言語聴覚士法（平成九年法律第二百三十二号）
二十一	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十三号）
二十二	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）
二十三	再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）
二十四	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

(指定の取消し等に係る法律)

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十
二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第一百
四条第一項第九号、第一百十五条の九第一項第九号、第一百十五条的
十九第十一号、第一百十五条的二十九第九号及び第一百十五条的四十
五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～二十九 (略)

(指定の取消し等に係る法律)

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十
二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第一百
四条第一項第九号、第一百十五条的九第一項第九号、第一百十五条的
十九第十一号及び第一百十五条的二十九第九号の政令で定める法律
は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 児童福祉法
- 三 栄養士法
- 四 医師法
- 五 歯科医師法
- 六 保健師助産師看護師法
- 七 歯科衛生士法
- 八 医療法
- 九 身体障害者福祉法
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十一 生活保護法
- 十二 社会福祉法
- 十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に
関する法律
- 十五 薬剤師法
- 十六 老人福祉法
- 十七 理学療法士及び作業療法士法
- 十八 高齢者の医療の確保に関する法律
- 十九 社会福祉士及び介護福祉士法

二十 義肢装具士法
二十一 精神保健福祉士法
二十二 言語聴覚士法
二十三 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
二十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
二十五 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
二十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
二十七 子ども・子育て支援法
二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
二十九 難病の患者に対する医療等に関する法律
（法第百六条の政令で定める規定等）
第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。
一 （略）
二 （略）
三 （略）
（法第百六条の政令で定める規定等）
第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。
一 健康保険法、健康保険法施行令及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）の規定
二 船員保険法及び船員保険法施行令の規定
三 消防法、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定
四 医師法の規定（同法第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。）
五 歯科医師法の規定（同法第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。）

六 (略)

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定（同法第十九条の五、第十九条の十及び第二十九条第四項に限る。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の規定（同令第二条の三第一項に限る。）

八 (略)
九 (略)

十 七百一条の三十四第二項第九号及び第七百

七百一条の三十四第二項第九号に限る。）

十一 地方税法の規定（同法第五百八十六条第二項第五号及び第

十二条離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定（同法

第十条第一項第一号に限る。）

十三 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定（同法

第二十四条第一項第三号、第二十五条第一項、第二十七条第一

項及び第二項並びに第四十四条の二第二項第一号に限る。）及

び自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の規定

十四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の規定（同法第二十二条第一項第一号に限る。）

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

六 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の規

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定（第十九条の五、第十九条の十及び第二十九条第四項に限る。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の規定（第二条の三第一項に限る。）

八 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定
九 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定
十 生活保護法の規定

十一 地方税法の規定（第五百八十六条第二項第五号及び第七百

一条の三十四第三項第九号に限る。）

十二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定（第十

条第一項第一号に限る。）

十三 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定（第二

十四条第一項第三号、第二十五条第一項、第二十七条第一項及

び第二項並びに第四十四条の二第二項第一号に限る。）及び自

衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の規定

十四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の規定（第二十二条第一項第一号に限る。）

十五 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關

する法律（昭和三十三年法律第百十六号）及び公立義務教育諸

学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律施行令（昭

和三十三年政令第二百二号）の規定

十六 国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法施行令の

規定

十七 国民健康保険法、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に關する政令（昭和三十四年政令第四十

十八	(略)
十九	(略)
二十	(略)
二十一	(略)
二十二	過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の規定（同法第十六条第一項第一号に限る。）
二十三	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の規定（同法第八十九条第一項第一号に限る。）
二十四	(略)
二十五	(略)
二十六	(略)
二十七	(略)
二十八	(略)
二十九	(略)
三十	(略)
三十一	(略)
三十二	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の規定（同令第四条第五号並びに第三十四条第四号から第六号まで及
十八	地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法施行令の規定
十九	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の規定
二十	水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）及び水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）の規定
二十一	高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十号）の規定
二十二	過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の規定（第十六条第一項第一号に限る。）
二十三	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の規定（第八十九条第一項第一号に限る。）
二十四	法の規定
二十五	介護保険法施行法（以下「施行法」という。）の規定
二十六	教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の規定
二十七	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の規定
二十八	防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の規定
二十九	自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）の規定
三十	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定
三十一	法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定
三十二	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の規定（第四条第五号並びに第三十四条第四号から第六号まで及

で及び第八号、第三十三条第四号、第五号及び第七号並びに第三十四条第一号に限る。)

三十三 (略)

2 法第一百六条の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同条の政令で定める介護老人保健施設は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句について、それぞれ、同表の下欄に掲げる介護老人保健施設とする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 (昭和五十三年法律第二十六号) 及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令 (昭和五十三年政令第三百五十五号)	(削る)	病院	診療所	入所定員十九人以下	入所定員二十人以上	入所定員十九人以下
駐車場法施行令 (昭和三十二年政令第三百四十号)	(略)	病院	(削る)	(削る)	(削る)	(略)
(略)	(略)	入所定員十九人以下	(略)	(略)	(略)	(略)

第五章 地域支援事業

(地域支援事業の額)

第三十七条の十三 法第一百十五条の四十五第四項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画 (法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。) に定める介護給付等対象サービス (法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。) の見込量等に基づいて算定した

び第八号、第三十三条第四号、第五号及び第七号並びに第三十四条第二号に限る。)

三十三 前各号に掲げるもののほか、勅令及び政令以外の命令の規定であつて当該命令を発する者が定めるもの

2 法第一百六条の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同条の政令で定める介護老人保健施設は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句について、それぞれ、同表の下欄に掲げる介護老人保健施設とする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 (昭和五十三年法律第二十六号) 及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令 (昭和五十三年政令第三百五十五号)	(削る)	病院	診療所	入所定員十九人以下	入所定員二十人以上	入所定員十九人以下
駐車場法施行令 (昭和三十二年政令第三百四十号)	(略)	病院	(削る)	(削る)	(削る)	(略)
(略)	(略)	入所定員十九人以下	(略)	(略)	(略)	(略)

第五章 地域支援事業

(地域支援事業の額)

第三十七条の十三 法第一百十五条の四十五第四項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画 (法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。) に定める介護給付等対象サービス (法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。) の見込量等に基づいて算定した

各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）において同じ。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第一百十五条の四十五に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防・日常生活支援総合事業（法第一百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。

2 給付見込額は、法第一百二十二条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合においては法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市町村にあっては、法第一百十五条の四十五第四項に規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とすることができる。

一 給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村にあっては、法第一百十五条の四十五第四項に規定する政令で定める額は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業を除く。）に係る政令で定める額は三百万円とし、介護予防・日常生活支援総合事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

二 前号に掲げる市町村以外の市町村（地域支援事業に要する費

各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）において同じ。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第一百十五条の四十五に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防等事業（法第一百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防等事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。

2 給付見込額は、法第一百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行う市町村について前項の規定を適用する場合においては当該事業を行わないこととしたならば介護給付等に要することとなる費用の額に基づいて算定するものとし、法第一百二十二条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合においては法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市町村にあっては、法第一百十五条の四十五第四項に規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とすることができる。

一 給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村 地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額は三百万円とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額

二 前号に掲げる市町村以外の市町村であって、法第一百十五条の

用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えて、かつ、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超えない市町村を除く。）イ又は口に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額

イ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えて、かつ、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額とし、介護予防・日常生活支援総合事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額から地域常生活支援総合事業を除く。）に要する費用の額を控除して得た額

口 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超える市町村 (1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超えない市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の四を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防・日常生活支援総合事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の二を乗じて得た額

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の予想額

四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行うもの（厚生労働大臣が被保険者の住み慣れた地域における自立した日常生活の支援に資するため同条第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施することが特に必要であると認める市町村に限り、地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えて、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超えない市町村を除く。）イ又は口に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額

イ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えて、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額から地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業を除く。）に要する費用の額を控除して得た額

口 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超える市町村 (1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超えない市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の四を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の二を乗じて得た額

(2) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額

が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超える市町村
地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の
四を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と
認める額とし、介護予防・日常生活支援総合事業に係る政
令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超
えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額

(地域包括支援センターに関する読み替え)

第三十七条の十四 法第一百十五条の四十六 第十一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第六十九条の十四	厚生労働大臣	市町村長
第三項	当該市町村が設置した地域包括支援センターについてその名稱若しくは所在地に変更があるとき、又は第六十九条の四十六第一項において準用する前項	当該市町村が設置した地域包括支援センターについてその名稱若しくは所在地に変更があるとき、又は第六十九条の四十六第一項において準用する前項

(地域包括支援センターに関する読み替え)

第三十七条の十四 法第一百十五条の四十六 第八項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第六十九条の十	厚生労働大臣	市町村長
第四第三項	当該市町村が設置した地域包括支援センターについてその名稱若しくは所在地に変更があるとき、又は第六十九条の四十六第一項において準用する前項	当該市町村が設置した地域包括支援センターについてその名稱若しくは所在地に変更があるとき、又は第六十九条の四十六第一項において準用する前項

分の二を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の四を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額

(住所地特例適用被保険者に係る地域支援事業に要する費用の負担金)

第三十七条の十六 法第一百二十四条の三の規定による負担金は、市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者（法第十三条第三項に規定する住所地特例適用被保険者をいう。以下同じ。）が入

(新設)

所又は入居（次項において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下同じ。）の所在する施設所在市町村（法第十三条第三項に規定する施設所在市町村をいう。以下同じ。）に対して、厚生労働省令で定めるところにより、毎年度、負担するものとする。

2

法第百二十四条の三の規定により市町村が負担する額は、市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が行う地域支援事業に要する費用のうち、次に掲げる費用の合算額とする。

一 法第百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費（当該住所地特例適用被保険者に係るものに限る。）

二 法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業（法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者によるものを除く。）に要する費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した費用（当該住所地特例適用被保険者に係るものに限る。）

○ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

現行	案	改正	現行
		<p>（国の地域支援事業に要する費用に対する交付金の額）</p> <p>第一条の三 法第二十二条の二第一項の規定により、毎年度国が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における法第二十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）に要する費用の額の百分の二十に相当する額とする。</p> <p>2 法第二十二条の二第二項の規定による交付金の額は、次に掲げる事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定する。</p> <p>一 当該市町村における第一号被保険者の総数に対する当該市町村に係る第一号被保険者のうち七十五歳以上である者の割合</p> <p>二 当該市町村における令第三十八条第一項各号に掲げる区分ごとの第一号被保険者の分布状況</p> <p>3 法第二十二条の二第四項の規定により、毎年度国が市町村に對して交付する額は、各市町村につき、当該年度における同項に規定する特定地域支援事業支援額（以下「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相当する額とする。</p>	<p>（国の地域支援事業に要する費用に対する交付金の額）</p> <p>第一条の三 法第二十二条の二第一項の規定により、毎年度国が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における同項に規定する介護予防等事業（以下「介護予防等事業」という。）に要する費用の額の百分の二十五に相当する額とする。</p> <p>（新設）</p>
		<p>（都道府県の介護給付費等に対する負担金等の額）</p> <p>第二条（略）</p>	<p>（都道府県の介護給付費等に対する負担金等の額）</p> <p>第二条 法第二十三条第一項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して負担する額は、各市町村につき、当該年度における第一条第一項第一号及び第三号に掲げる額の合算額の百分の十二・五に相当する額並びに同項第二号及び第四号に掲げる額の百分</p>

の十七・五に相当する額の合算額とする。

2 (略)

3 法第百二十三条第三項の規定により、毎年度都道府県が市町村に
に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における介護
予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分の十二・五
に相当する額とする。

4 (略)

(市町村の一般会計における介護給付費等に対する負担金の額)

第三条 (略)

3 法第百二十四条第三項の規定により、毎年度市町村が一般会計
において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における介
護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分の十二・
五に相当する額とする。

4 (略)

(地域支援事業支援交付金の額)

第五条の二 法第百二十六条第一項の規定により、毎年度支払基金

2 第一条第二項の規定は、前項の規定により都道府県が市町村に
対して負担する額の算定について準用する。

3 法第百二十四条第三項の規定により、毎年度都道府県が市町村
に
に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における介護
予防等事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額とす
る。

4 法第百二十四条第四項の規定により、毎年度都道府県が市町村
に
に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における特定
地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額とする。

(市町村の一般会計における介護給付費等に対する負担金の額)

第三条 法第百二十四条第一項の規定により、毎年度市町村が一般
会計において負担する額は、当該市町村につき、当該年度におけ
る第一条第一項各号に掲げる額の合算額の百分の十二・五に相当
する額とする。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定により市町村が一般会計に
おいて負担する額の算定について準用する。

3 法第百二十四条第三項の規定により、毎年度市町村が一般会計
において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における介
護予防等事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額と
する。

4 法第百二十四条第四項の規定により、毎年度市町村が一般会計
において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における特
定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額とする。

(地域支援事業支援交付金の額)

第五条の二 法第百二十六条第一項の規定により、毎年度支払基金

が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金の額は、各市町村につき、当該年度における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額に法第百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金の額は、各市町村につき、当該年度における介護予防等事業に要する費用の額に法第百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（抄）（第四条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行

（居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等）

第二十二条の二 法第四十九条の二に規定する所得の額は、同条各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあつた日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

法第四十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合であつては、二百八十万円）に満たない場合

（新設）

二 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年度（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次条第五項第一号、第二十二条の三第六項第三号ニ並びに第七項第一号ニ及び第二号ニを除き、以下同じ。）を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあつた日において生活保護法（昭和二十四年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合

（高額介護サービス費）

第二十二条の二の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される

（高額介護サービス費）

第二十二条の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第五十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第二市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が三万七千二百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（被保護者を除く。以下この項、次項、第五項から第七項までにおいて同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる額の合算額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が三万七千二百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第五十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百から市町村特例割合を控除して得た割合を市町村特例割合で除して得た割合。次項、第四項及び第八項において同じ。）を乗じて得た額

割合。次項、第四項及び第十項において同じ。）を乗じて得た。

一
(略)

二 三 居宅要支援被保險者（法第五十三條第一項に規定する居宅要（略）

一 居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二第二項、第三項及び第五項において同じ。）

（一）が受けた介護予防サービス等（次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。）に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に九十分の十（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百から同項に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二第一項において「第一市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、法第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号において「第二市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二において同じ。）を乗じて得た額

（略）
第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合

二 三 居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要（略）

三 居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二第二項、第三項及び第五項において同じ。）が受けた介護予防サービス等（次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。）に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に九十分の十（法第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百から同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二第一項において「市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二において同じ。）を乗じて得た額

4 3 四
(新設) (略) (略) (略)

にあつては、前々年。以下この項及び次項において同じ。）の所得について、第一号に掲げる額（当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年十二月三十日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額）が百四十五万円以上であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「四万四千四百円」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第二号ニ並びに第七項第一号ニ及び第二号ニにおいて同じ。）に係る同法第三百四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用によ

り同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二）の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。）の合計額から地方税法第三百四条の二第二項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額二、当該居宅サービス等があつた月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乘じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乘じて得た額の合計額

前項の規定は、要介護被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した居宅サービス等のあつた月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円（当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあつては、三百八十三万円）に満たない場合には、適用しない。

第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービスのあつた月の属する年度（居宅サービス等のあつた月が四月か

5 | 第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等のあつた月の属する年度（居宅サービス等のあつた月が四月か

6 | (新設)

7 | 第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

ら七月までの場合にあつては、前年度) 分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第九項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

二 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて、第二項及び第二十九条の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護(生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの

第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者である者であつて、同項及び第二十九条の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第二号に掲げる者を除く。)であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千円」とする。

9 要介護被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあつた月の属する年の前年(居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額及び当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年(当該

から六月までの場合にあつては、前年度) 分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十二条の三第六項第三号二、同条第七項第一号二及び同項第二号二を除き、以下同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて、第二項及び第二十九条の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護(生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの

第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者である者であつて、同項及び第二十九条の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第二号に掲げる者を除く。)であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千円」とする。

7 要介護被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあつた月の属する年の前年(居宅サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項

居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。)の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

10
13
(略)

(高額医療合算介護サービス費)

第二十二条の三
(略)

2
5
(略)

6
(略)
一
二
(略)

第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年(当該居宅サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。)の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8
11
(略)

(高額医療合算介護サービス費)

第二十二条の三
(略)

2
5
(略)

6
(略)
一
二
(略)

三 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 次のイ
からニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに
定める額

イヽハ (略)

ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十五条第一項第四号に規定する「各種所得の金額」）をいう。

次項において同じ。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない者 十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であつた間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。）

（略）

8 7

要介護被保険者が計算期間における同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合における第二項から第四項まで（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）及び第五項から前項までの規定の適用については、前条第十二項の規定を準用する。

9 · 10 (略)

三 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 次のイ
からニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに
定める額

イヽハ (略)

ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次項第一号ニ及び第二号ニにおいて同じ。）に係る各種所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十五条第一項第四号に規定する「各種所得の金額」）をいう。次項において同じ。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同令第七条第一項に規定する「他の所得と区分して計算される所得の金額」をいう。次項において同じ。）がない者 十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であつた間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。）

（略）

8 7

要介護被保険者が計算期間における同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合における第二項から第四項まで（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）及び第五項から前項までの規定の適用については、前条第十項の規定を準用する。

9 · 10 (略)

(保険料徴収権消滅期間の算定方法)

第三十三条 法第六十九条第一項に規定する保険料徴収権消滅期間（次条において「保険料徴収権消滅期間」という。）は、要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者であった各年度（要介護被保険者等が認定（同項に規定する認定をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を受けた日の十年前の日の属する年度から、認定を受けた日の属する年度までの各年度。以下この条及び次条第二項において「算定対象年度」という。）について、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数に相当する年数とする。

一・二（略）

(登録の拒否等に係る法律)

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七条第三項第四号（法第一百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

(保険料徴収権消滅期間の算定方法)

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七条第三項第四号（法第一百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

(登録の拒否等に係る法律)

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七条第三項第四号（法第一百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇十五 (略)

十六 高齢者の医療の確保に関する法律

十七～二十四 (略)

一〇十五 (略)

十六 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八
十号)

十七～二十四 (略)

○ 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改	正	案	現	行
--	--	---	---	---	---	---

（政令で定める機関）

第四条 法第四十九条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

（介護扶助に関する読み替え）

第六条 法第五十四条の二第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

規定期定	法の規定中読み替える	読み替えられる字句	規定期定	法の規定中読み替える	読み替えられる字句
第四十九条の二第一項	病院若しくは診療所又は薬局	句	第四十九条の二第一項	介護機関（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者を除く。以下この条において同じ。）	句
介護機関					

（政令で定める機関）

第四条 法第四十九条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

（介護扶助に関する読み替え）

第六条 法第五十四条の二第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

規定期定	法の規定中読み替える	読み替えられる字句	規定期定	法の規定中読み替える	読み替えられる字句
（新設）			（新設）		
（新設）			（新設）		
（新設）					

(削る)				(削る)		(削る)	(削る)	第四号及び第七号
(削る)	(削る)		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	所又は薬局
(削る)	(削る)		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	

第七号	第四十九条の二第一項				第六号	第四十九条の二第二項			第五号	第四十九条の二第一項			第四号
第五十一条第一項		第五十一条第一項		第五十一条第二項		第五十四条第一項		第五十一条第一項		第五十一条第二項			
一項	する第五十一条第一項	一項	する第五十四条の二第二項	二項	する第五十四条の二第二項	一項	する第五十四条の二第二項	一項	する第五十一条第一項	二項	する第五十一条第一項	二項	する第五十一条第一項

第五十一条第二項第九号	第五十一条第二項第五号	第五十一条第二項第四号	(削る)	号	第五十一条第二項第一号	第五十九条の二第三項	第二号	第五十条	第五十九条の二第三項	第二号	第五十九条の二第三項	第一号	第四十九条の二第二項	第八号	
医療に	診療録、帳簿書類	診療報酬	(削る)		三号まで	二項第一号から第三号	医療扶助	の医療	医療扶助	医療扶助	医療扶助	(削る)	医療	所又は薬局	病院若しくは診療
介護に	帳簿書類	介護の報酬	(削る)		三号	二項第二号又は第三号	介護扶助	の介護	介護扶助	介護扶助	介護扶助	(削る)	介護	介護機関	介護

第五十一条第二項第九号	(新設)	号	第五十一条第二項第四号	第五十一条第二項第二号	第五十一条第二項第一号	第五十九条の二第三項	第二号	第五十条第一項及び第二項	第五十九条の二第三項	第二号	第五十九条の二第三項	第一号	第四十九条の二第二項	第八号	
医療	(新設)		診療報酬	三項各号	第四十九条の二第二号	三号まで	二項第一号から第三号	医療	医療扶助	医療扶助	医療扶助	第五十条第二項	医療	(新設)	医療
介護	(新設)		介護の報酬	二第三項各号	する第四十九条の二第二号	四項において準用	第五十四条の二第二号	第五十四条の二第二号、	介護	介護扶助	介護扶助	する第五十条第二項	介護	(新設)	介護

(新設)

号及び第十号	第五十二条第一項	第五十二条第二項	第五十三条第一項	第五十三条第二項	国民健康保険	診療方針及び診療
第五十四条第一項	第五十三条第三項から第五項まで	第五十三条第一項	第五十二条第一項	第五十二条第二項	国民健康保険	診療方針及び診療
(新設)	(新設)	医療扶助	診療報酬	報酬	診療内容及び診療	報酬
(新設)	(新設)	介護扶助	介護の報酬	介護の報酬	介護サービスの内	介護の報酬

（出産扶助等に関する読み替え）

（出産扶助等に関する読み替え）

（出産扶助等に関する読替え）

		のとおりとする。							
		法の規定中読み替える				規定			
第八号	第四十九条の二第一項	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	句
医療	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	所又は薬局の開設
助産又は施術	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師

		のとおりとする。							
		法の規定中読み替える				規定			
第八号	第四十九条の二第一項	第六号	第四十九条の二第一項	第五号	第四十九条の二第一項	第四号	第四十九条の二第一項	(新設)	句
医療	第五十一条第一項	第五十一条第二項	第五十四条第一項	第五十一条第一項	第五十五条第二項	第五十五条第二項	第五十五条第二項	(新設)	読み替える字句
助産又は施術	第五十一条第一項	において準用する	第五十五条第二項	において準用する	において準用する	において準用する	において準用する	(新設)	読み替える字句

号	第五十一条第二項第五	(削る)	(削る)	号	第五十一条第二項第一	第五十条	第四十九条の二第三項	第一号	第四十九条の二第三項	第四十九条の二第三項	第四十九条の二第三項	病院若しくは診療所又は薬局
診療録		(削る)	(削る)	号	第五十一条第二項第一 二項第一号から第 三号まで又は第九	第四十九条の二第二 二項第一号又は第 三号	の医療	医療を	医療扶助	医療	(削る)	マツサージ指圧師 、はり師、きゅう 師若しくは柔道整
助産録		(削る)	(削る)	号	第五十一条第二項第一 二項第一号又は第 三号	第四十九条の二第二 二項第二号又は第 三号	の助産又は施術	助産又は施術を	扶助	出産扶助又は医療	(削る)	助産師又は施術 復師

号	第五十一条第一項第五	号	第五十一条第二項第三	号	第五十一条第二項第二	号	第五十一条第二項第一	号	第五十条第一項及び第 二項	第四十九条の二第三項	第二号	第四十九条の二第三項	第一号	第四十九条の二第三項	(新設)
診療録			第五十条又は次条	三項各号	第四十九条の二第二	号のいづれか	第五十一条第二項第一 二項第一号から第 三号まで又は第九	医療	医療を	医療扶助	医療	第五十条第二項	第五十五条第二項	第五十五条第二項	(新設)
助産録	第五十条	において準用する	第五十五条第二項	三項各号	第四十九条の二第二	三号	第五十五条第二項 第四十九条の二第二 二項第二号又は第 三号	助産又は施術	助産又は施術を	扶助	出産扶助又は医療	第五十条第二項	第五十五条第二項	助産又は施術	(新設)

第五十四条第一項	号	第五十一条第二項第九
診療録	医療扶助	医療に
助産録	扶助	助産又は施術に

第五十四条第一項	号	第五十一条第二項第九
診療録	医療扶助	医療
助産録	扶助	助産又は施術

○ 老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）（抄）

（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

現行	案	改正	改
（老人居宅介護等事業の対象者） 第一条 老人福祉法（以下「法」という。）第五条の二第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。 一 （略） 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者又は同法の規定による第一号訪問事業であつて厚生労働省令で定めるものを利用する者	（老人居宅介護等事業の対象者） 第一条 老人福祉法（以下「法」という。）第五条の二第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。 一 （略） 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者	（老人居宅介護等事業の対象者） 第一条 老人福祉法（以下「法」という。）第五条の二第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。 一 （略） 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者	（老人デイサービス事業の対象者） 第一条 法第五条の二第三項の政令で定める者は、次のとおりとする。
（老人デイサービス事業の対象者） 第一条 法第五条の二第三項の政令で定める者は、次のとおりとする。	（老人デイサービス事業の対象者） 第一条 法第五条の二第三項の政令で定める者は、次のとおりとする。	（老人デイサービス事業の対象者） 第一条 法第五条の二第三項の政令で定める者は、次のとおりとする。	（老人デイサービス事業の対象者） 第一条 法第五条の二第三項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費
若しくは特例居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係
る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サー
ビス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着
型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービ
ス費の支給に係る者又は同法の規定による第一号通所事業であ
つて厚生労働省令で定めるものを利用する者

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第七項
に規定する通所介護及び同条第十六項同条第十七項に規定する
認知症対応型通所介護に限る。）、介護予防（介護保険法第八
条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に限
る。）又は介護予防・日常生活支援（介護保険法第百十五条の
四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業であつて厚生
労働省令で定めるものによる支援に相当する支援に限る。）に
係る介護扶助に係る者

（老人短期入所事業の対象者）

第三条 法第五条の二第四項の政令で定める者は、次のとおりとす
る。

一・二 (略)

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第九項
に規定する短期入所生活介護に限る。）又は介護予防（介護保
険法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護に
限る。）に係る介護扶助に係る者

（小規模多機能型居宅介護事業の対象者）

第三条の二 法第五条の二第五項の政令で定める者は、次のとおり

一 (略)

二 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費
若しくは特例居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係
る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サー
ビス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは
特例介護予防サービス費又は介護予防認知症対応型通所介護に
係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介
護予防サービス費の支給に係る者

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第七項
に規定する通所介護及び同条第十六項同条第十七項に規定する
認知症対応型通所介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の
二第七項に規定する介護予防通所介護及び同条第十五項に規定
する介護予防認知症対応型通所介護に限る。）に係る介護扶助
に係る者

（老人短期入所事業の対象者）

第三条 法第五条の二第四項の政令で定める者は、次のとおりとす
る。

一・二 (略)

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第九項
に規定する短期入所生活介護に限る。）又は介護予防（同法第
八条の二第九項に規定する介護予防短期入所生活介護に限る。）
に係る介護扶助に係る者

（小規模多機能型居宅介護事業の対象者）

第三条の二 法第五条の二第五項の政令で定める者は、次のとおり

とする。

一・二 (略)

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護に限る。）又は介護予防（介護保険法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（認知症対応型老人共同生活援助事業の対象者）

第四条 法第五条の二第六項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護に限る。）又は介護予防（介護保険法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型対応型共同生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（居宅における便宜の供与等に関する措置の基準）

第五条 法第十条の四第一項第一号の措置は、当該六十五歳以上の人者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの若しくは第一号事業を利用することができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同号に規定する厚生労働省令で定める部分に限る。）夜間対応型訪労働省令で定める部分に限る。）若しくは夜間対応型訪問介護若しくは第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第四項に規

とする。

一・二 (略)

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（認知症対応型老人共同生活援助事業の対象者）

第四条 法第五条の二第六項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（居宅における便宜の供与等に関する措置の基準）

第五条 法第十条の四第一項第一号の措置は、当該六十五歳以上の人者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同号に規定する厚生労働省令で定める部分に限る。）夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第四項に規定する養護者による高齢者虐待をいう。以下この条におい

定する養護者による高齢者虐待をいう。以下この条において同じ。)を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、居宅において日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。

2 法第十条の四第一項第二号の措置は、当該六十五歳以上の者(養護者を除く。)であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの若しくは第一号事業を利用することができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護若しくは第一号通所事業を利用することが困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とする認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる施設を選定して行うものとする。

て同じ。)を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、居宅において日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを委託して行うものとする。

2 法第十条の四第一項第二号の措置は、当該六十五歳以上の者(養護者を除く。)であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とする認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる施設を選定して行うものとする。

現行	案	改正	現行
<p>（医療に関する事務）</p> <p>第一百七十四条の三十五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章第一節から第三節まで並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条第一項及び第四条の二の規定により、都道府県が処理することとされている事務（診療所及び助産所に係る同法第七条第一項及び第二項、第八条、第八条の二第二項、第九条、第十二条、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条並びに同令第四条第一項及び第四条の二の規定による開設の許可等、診療所に係る同法第七条第三項及び第五項、第十五条第三項、第十八条、第二十一条第二項、第二十三条の二並びに第二十七条の二の規定による病床の許可等、同法第七条の二第三項から第七項までの規定による条例の制定等並びに同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院に係る同法第十二条の二並びに第二十九条第三項及び第六項の規定による報告書の受理等、同法第二十四条第一項の規定による制限等の命令（同法第二十二条に掲げる施設に係るものに限る。）並びに記録に係るものに限る。）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げ</p> <p>（医療に関する事務）</p> <p>第一百七十四条の三十五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章第一節から第三節まで並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条第一項及び第四条の二の規定により、都道府県が処理することとされている事務（診療所及び助産所に係る同法第七条第一項及び第二項、第八条、第八条の二第二項、第九条、第十二条、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条並びに同令第四条第一項及び第四条の二の規定による開設の許可等、診療所に係る同法第七条第三項、第十五条第三項、第十八条、第二十一条第二項及び第二十三条の二の規定による病床の許可等、同法第七条の二第三項から第六項までの規定による条例の制定等並びに同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院に係る同法第十二条の二並びに第二十九条第三項及び第六項の規定による報告書の受理等、同法第二十四条第一項の規定による制限等の命令（同法第二十二条に掲げる施設に係るものに限る。）並びに記録に係るものに限る。）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は</p>			

る事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、医療法施行令第四条の四の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、医療法第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、病院の開設の許可をしようとするときは、あらかじめ、第三十条の四第一項に規定する医療計画の達成の推進のため、開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならない」と、同

条第二項中「同様とする」とあるのは「同様とする。この場合において、同項中「病院の開設」とあるのは、「病床数及び病床の種別の変更」とする」と、同条第五項中「病院の開設」とあるのは「第一項又は第二項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事から、病院の開設」と、「許可には」とあるのは「許可に」と、「条件」とあるのは「条件を付するよう求めがあつたときは、当該求めがあつた条件」と、同法第七条の二第一項中「において、」とあるのは「において、前条第一項又は第二項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事が、」と、「認める」とあるのは「認め、前条第一項又は第二項の同意をしなかつた」と、「前条第四項」とあるのは「同条第四項」と、「与えないことができる」とあるのは「与えてはならない」と、同条第六項中「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項まで」とあるのは「第一項の規定により前条第一項若しくは第二項の同意をしないこととし、第二項の規定により同条第三項」とする。

、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、医療法施行令第四条の四の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、医療法第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、病院の開設の許可をしようとするときは、あらかじめ、第三十条の四第一項に規定する医療計画の達成の推進のため、開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならない」と、同条第二項中「同様とする」とあるのは「同様とする。この場合において、同項中「病院の開設」とあるのは、「病床数及び病床の種別の変更」とする」と、同法第七条の二第一項中「において、」とあるのは「において、前条第一項又は第二項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事が、」と、「認める」とあるのは「認め、前条第一項又は第二項の同意をしなかつた」と、「前条第四項」とあるのは「同条第四項」と、「与えないことができる」とあるのは「与えてはならない」と、同条第六項中「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項まで」とあるのは「第一項の規定により前条第一項若しくは第二項の同意をしないこととし、第二項の規定により同条第三項」とする。

二第一項中「第七条第五項」とあるのは「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十四条の三十五第三項の規定により読み替えて適用される第七条第五項」と、「ときは、」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道

府県知事から」と、「都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限」とあるのは「期限」と、「勧告することができる」とあるのは「勧告するよう求めがあつたときは、当該期限を定めて、当該条件に従うべきことを勧告することができる。当該都道府県知事が、当該勧告の求めを行うときは、都道府県医療審議会の意見を聞くものとする」と、同条第二項中「ときは、」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事から」と、「都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限」とあるのは「期限」と、「命ずることができる」とあるのは「命ずるよう求めがあつたときは、当該期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。当該都道府県知事が、当該命令の求めを行うときは、都道府県医療審議会の意見を聞くものとする」と、同条第三項中「場合において」とあるのは「場合であつて」と、「とき」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事からその旨を公表するよう求めがあつたとき」とする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令 (略)	事務 (略)
歯科技工士法施行令 (昭和三十年政令第 二百二十八号)	第一条の二、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十条から第十二条まで並びに第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令 (略)	事務 (略)
歯科技工士法施行令 (昭和三十年政令第 二百二十八号)	第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十条から第十二条まで並びに第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務

（略）
（略）
（略）
（略）
（略）
（略）
（略）
（略）

（傍線の部分は改正部分）

現行	案	改正	現行
第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。	第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。	第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。	第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。
一（四）（略）	五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一	一（四）（略）	五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一

条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費及び同法第六十一条に規定する高額介護サービスの合計額を控除して得た額

② ⑥ (略)

条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれららの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費及び同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

② ⑥ (略)

第二条 254 (略)	改 正 案	現 行
<p>5 法第二条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるサービスとする。</p> <p>一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による通所介護若しくは短期入所生活介護に係る特例居宅介護サービス費の支給に係る者に対する居宅サービス、認知症対応型通所介護に係る特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者に対する地域密着型サービス、介護予防短期入所生活介護に係る特例介護予防サービス費の支給に係る者に対する介護予防サービス又は介護予防認知症対応型通所介護に係る特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者に対する地域密着型介護予防サービス</p> <p>二 生活保護法の規定による通所介護、短期入所生活介護若しくは認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者に対する居宅介護、介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者に対する介護予防又は介護保険法第二百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業であつて老人福祉法第二十条の二に規定する厚生労働省令で定めるものによる支援に相当する支援に係る介護扶助に係る者に対する介護予防・日常生活支援</p>		
<p>68 (略)</p>		

○ 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（画像診断装置）</p> <p>第十七条 法第二十四条の二第一号の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。</p> <p>一〇四 （略）</p>	<p>（画像診断装置）</p> <p>第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。</p> <p>一〇四 （略）</p>

○ 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）（抄）（第十一條関係）

（傍線の部分は改正部分）

行	現	案	正	改

（社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業）

第十三条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。

一 （略）

二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十六項に規定する介護予防支援事業

三（七） （略）

（社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業）

第十三条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。

一 （略）

二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十八項に規定する介護予防支援事業

三（七） （略）

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
（高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業）	（高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業）	（高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業）	（高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業）	（高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業）
<p>第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項第二号ニに規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（高齢者以外の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項に規定する居室において介護若しくは支援を受ける高齢者のみに係るもの）を除く。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業を除く。）若しくは同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項第二号ニに規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（高齢者以外の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項に規定する居室において介護若しくは支援を受ける高齢者のみに係るもの）を除く。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業を除く。）若しくは同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業</p> <p>三〇五 （略）</p>			

改
正
案

現
行

（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）

第二十九条の四の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。）を控除した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日世帯主等に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（同号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる額を合算した額又は第六号及び第七号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

一〇五（略）

六 基準日において被保険者である基準日世帯主等又は基準日世帯員が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二

（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）

第二十九条の四の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。）を控除した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日世帯主等に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（同号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる額を合算した額又は第六号及び第七号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

一〇五（略）

六 基準日において被保険者である基準日世帯主等又は基準日世帯員が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二

第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サー・ビス費が支給される場合にあつては、当該支給額を合算額とする。）。

額を控除した額とする。)

基準日において被保険者である基準日世帯主等又は基準日世帯員が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令第二十二条の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（同令第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

27

額第一号及び第二号に掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を除く。）。

控除した額とする。)

七 基準日ににおいて被保険者である基準日世帯主等又は基準日世帯員が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令第二十二条の二第二項）に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（同令第二十九条の二第二項）の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

27

（保険料の特別徴収に関する介護保険法の規定の読み替え）		第二十九条の十一 法第七十六条の四の規定による介護保険法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	
（略）	第一百四十二条第一項	介護保険法の規定中 読み替える規定	読み替えられる字句
（略）	前項	（略） （略） （略）	読み替えられる字句
（略）	国民健康保険法第七十六条の四において準用する前項	行う介護保険の 徴収に係る	読み替えられる字句

○ 戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）（抄）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

行	現	案	正	改

（政令で定める機関）

第八条の二 法第十二条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

（政令で定める機関）

第八条の二 法第十二条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）（抄）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
（病院又は診療所に準ずる機関） 第一条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。	（病院又は診療所に準ずる機関） 第一条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。	（略）	（病院又は診療所に準ずる機関） 第一条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。	（略）

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第十四条
条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改	正	案	現	行
2 (略)					
四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二 条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する 業務（他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規 定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとさ れている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設又は 居宅において行われるもの（介護保険法第八条第三項に規定す る訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防 訪問入浴介護に係るものを除く。）に限る。）	（法第四条第一項第三号の政令で定める業務） 第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる 業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法 第四十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合及び第一号 に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にあり、又 は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業とし て行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認 められるものとして厚生労働省令で定める場所（へき地にあるも のを除く。）である場合を除く。）とする。 一（三）（略）				

行	現	案	改
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	附則
1 この政令は、平成三年七月一日から施行する。	1 この政令は、平成三年七月一日から施行する。	1 この政令は、平成三年七月一日から施行する。	（削除）
（国の貸付金の償還期間等）	（国の貸付金の償還期間等）	（国の貸付金の償還期間等）	（国の貸付金の償還期間等）
2 法附則第三項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。	2 法第二条に規定する業務を行う男子に係る登録及び免許証又は免許証明書に係る手数料並びに受験手数料については、第一条及び第十二条の規定を準用する。この場合において第一条中「歯科衛生士法（以下「法」という。）第八条の六第二項」とあるのは「歯科衛生士法（以下「法」という。）附則第二項において準用する法第八条の六第二項」と、第十二条中「法第十二条の三第一項」とあるのは「法附則第二項において準用する法第十二条の三第一項」と読み替えるものとする。	2 法附則第三項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。	（読み替規定）
3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の	3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の	3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の	（削除）

交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年
度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々
日）の翌日から起算する。

6 | 4 |
法附則第六項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期
限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

6 | 5 |
（略）

交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年
度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々
日）の翌日から起算する。

7 | 5 |
法附則第七項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期
限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

7 | 6 |
（略）

○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）（抄）（第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

行	案	正	改
			<p>（政令で定める機関）</p> <p>第十条 法第十二条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）</p> <p>2 （略）</p>
			<p>（政令で定める機関）</p> <p>第十条 法第十二条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）</p> <p>2 （略）</p>

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（抄）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
			（医療に関する審査機関）	
第十条 法第四十条第五項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会とする。	第十条 法第四十条第五項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会とする。	（医療に関する審査機関）		

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）（抄）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
			（医療に関する審査機関）	
第四条 法第十四条第一項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会とする。	第四条 法第十四条第一項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費審査委員会とする。			

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）（抄）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおり とする。 一～三百十六 （略） 三百十六の二 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四 年法律第八十六号） 三百十七～四百三十八 （略）	公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおり とする。 一～三百十六 （略） （新設） 三百十七～四百三十八 （略）

○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）（傍線の部分は改正部分）
 第十九条関係

（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）	改	正	案	現	行
<p>第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、同条第四項に規定する老人短期入所事業、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、同法第二十条の七に規定する老人福祉センター若しくは同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設、同法第二十五条の四十五第一項第一号ニ若しくは第二号、第二項第一号から第三号まで若しくは第三項各号に掲げる事業（同条第一項第一号ニに掲げる事業にあつては、同法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者に係るものを除く。）の用に供する施設若しくは同法第二百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター</p>					
<p>五（九）（略）</p>					

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）

（第二十条関係）
(傍線の部分は改正部分)

行	現	案	正	改

（法第七条の政令で定める給付等）

第二条 法第七条の政令で定める給付又は事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付又は事業につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。

（略）
受けることができる給付

（法第七条の政令で定める給付等）

第二条 法第七条の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。

受けることができる給付

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族移送費及び高額療養費

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。）の規定による

(略)							
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

国家公務員災害補償法（昭和二十	消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）	消防法（昭和二十三年法律第二百八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	消防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	災害救助法（昭和二十二年法律第二百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の規定による療養扶助金に限る。）	船員法（昭和二十二年法律第二百号）の規定による療養補償	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付	療養補償
-----------------	--	---	---	--	-----------------------------	--	------

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下この表において同じ。)の規定による療養補償 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の規定による療養給付	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の規定による療養給付	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)の規定による療養補償 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十二年法律第百九号)の規定による療養給付	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養
--	--	---	---

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

高齢者の医療の確保に関する法律	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）の規定による療養補償	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費
-----------------	---------------------------------------	---	---

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

（昭和五十七年法律第八十号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百七号）の規定による医療の給付及び一般疾病医療費	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護給付（高額医療合算介護サービス費の支給を除く。）、予防給付（高額医療合算介護予防サービス費の支給を除く。）及び市町村特別給付	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災
---	---	---	--	---

(略)									
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)	受けることができる給付(介護に要する費用を支出して介護を受けた部分に限る。)
労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付及び介護給付	
消防組織法の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。)	
消防法の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。)	
消防法の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。)	
水防法の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。)	
国家公務員災害補償法の規定による介護補償	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定による介護補償	
証人等の被害についての給付に関する法律の規定による介護補償	

<p>(病院又は診療所に準ずる医療機関)</p> <p>第三十六条 法第五十九条第一項の病院又は診療所に準ずるものと</p>	<p>介護保険法の規定による地域支援 事業 (第一号事業に限る。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>利用することができる事業</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

<p>(病院又は診療所に準ずる医療機関)</p> <p>第三十六条 法第五十九条第一項の病院又は診療所に準ずるものと</p>	<p>する法律の規定による介護給付</p> <p>災害対策基本法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。）</p> <p>労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定により、その効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条の規定による介護料</p> <p>地方公務員災害補償法の規定による介護補償</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。）</p>
	<p>(新設)</p>

して政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

（医療に関する審査機関）

第四十三条 法第七十三条第三項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第二百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会とする。

（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）

第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一・二 (略)

して政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

（医療に関する審査機関）

第四十三条 法第七十三条第三項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第二百七十九条に規定する介護給付費審査委員会とする。

（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）

第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一・二 (略)

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下）の合計額に九十分の百（介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た額

2
6
（略）

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

2
6
（略）

○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）（抄）（第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

行	案	現	改	正	（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）
					第十六条の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この項において「支給基準額」という。）を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（同号に掲げる額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に被保険者介護合算按分率（同号に規定する基準日被保険者が受けた療養に係る同号に掲げる額を、同号に掲げる額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる額を合算した額又は第四号及び第五号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。
			一（三）（略）	一（三）（略）	四 基準日世帯被保険者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項及び第六項において同じ。）に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）

四 基準日世帯被保険者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項及び第六項において同じ。）に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）

五 基準日世帯被保険者が計算期間に受けた介護予防サービス等

(介護保険法施行令第二十二条の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項及び第六項において同じ。)に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(同令第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

257 (略)

(保険料の特別徴収に関する介護保険法の規定の読み替え)
第二十二条 法第百十条の規定による介護保険法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

介護保険法の規定中 読み替える規定	読み替えられる字句	介護保険法の規定中 読み替える規定	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(介護保険法施行令第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項及び第六項において同じ。)に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(同令第二十九条の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

257 (略)

(保険料の特別徴収に関する介護保険法の規定の読み替え)
第二十二条 法第百十条の規定による介護保険法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

介護保険法の規定中 読み替える規定	読み替えられる字句	介護保険法の規定中 読み替える規定	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	前項	(略)	(略)

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）（抄）（第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

現	案	行	改	正
（病院又は診療所に準ずる医療機関）	（病院又は診療所に準ずる医療機関）	（病院又は診療所に準ずる医療機関）	第五条 法第十四条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。	第五条 法第十四条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 （略）	一 （略）	二 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行いう者に限る。）	二 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）	二 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）
（医療に関する審査機関）	（医療に関する審査機関）	（医療に関する審査機関）	第八条 法第二十五条第三項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会とする。	第八条 法第二十五条第三項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会とする。

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
（看護課の所掌事務） 第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 看護師等の材確保の促進に関する法律の規定による看護師等の確保に関すること（同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）。	（看護課の所掌事務） 第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 看護師等の材確保の促進に関する法律の規定による看護師等の確保に関すること（指定居宅サービス事業者（訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）、指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）。			

行	案	正	改
（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）	（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）	（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）	（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）
<p>第四十三条の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が高額介護合算療養費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額をえた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（同号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる額を合算した額又は第六号及び第七号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項</p>	<p>第四十三条の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が高額介護合算療養費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額をえた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（同号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる額を合算した額又は第六号及び第七号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項</p>	<p>（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）</p> <p>第四十三条の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が高額介護合算療養費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額をえた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（同号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる額を合算した額又は第六号及び第七号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項</p>	<p>（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）</p> <p>第四十三条の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が高額介護合算療養費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額をえた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（同号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる額を合算した額又は第六号及び第七号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項</p>

次項において同じ。)に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

七 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等(介護保険法施行令第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。)に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(同令第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

2
7
(略)

において同じ。)に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

七 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等(介護保険法施行令第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。)に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(同令第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

2
7
(略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

(傍線の部分は改正部分)

現行案	（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）
第十七条の六の四	高額介護合算療養費は、次に掲げる金額を合算した金額から国家公務員共済組合法施行令第十二条の三の六の二第一項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額（健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額をいう。第三項において同じ。）を加えた金額を超える場合に第一号に規定する基準日自衛官等に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算比率（同号に掲げる金額から国家公務員共済組合法施行令第十二条の三の六の二第二項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額に、当該基準日自衛官等に係る次に掲げる金額を合算した金額が介護合算一部負担金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる金額を合算した金額又は第四号及び第五号に掲げる金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。
（略）	（略）
四	基準日自衛官等又は基準日自衛官被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。）に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる金額の合
（略）	（略）

算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。）

五 基準日自衛官等又は基準日自衛官被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令第二十二条の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。）に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる金額の合算額（同令第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。）

2・3 (略)

（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。）

五 基準日自衛官等又は基準日自衛官被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。）に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる金額の合算額（同令第二十九条の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。）

2・3 (略)

現行	案	改正	現行
（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）	（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）	（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）	（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）
<p>第十一条 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（同号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる額を合算した額又は第四号及び第五号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる</p>	<p>第十一条 高額介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（同号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる額を合算した額又は第四号及び第五号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる</p>	<p>（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）</p>	<p>（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）</p>

げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

五 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令）第二十二条の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（同令第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給する。）

2
6
（略）

額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

五 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令）第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（同令第二十九条の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

2
6
（略）

行	案	現	改	正	（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）
					第十一条の三の六の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる金額を合算した金額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に第一号に規定する基準日組合員に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（同号に掲げる金額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる金額を合算した金額又は第六号及び第七号に掲げる金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。
一〇五	（略）	一〇五	（略）	一〇五	（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）
六	基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項に	基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項に	基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項に	基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項に	第十一条の三の六の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる金額を合算した金額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に第一号に規定する基準日組合員に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（同号に掲げる金額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる金額を合算した金額又は第六号及び第七号に掲げる金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

項において同じ。)に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる金額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。)

七 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等(介護保険法施行令第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。)に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる金額の合算額(同令第二十九条の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。)

2
7
(略)

において同じ。)に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる金額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。)

七 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等(介護保険法施行令第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。)に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる金額の合算額(同令第二十九条の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。)

2
7
(略)

正 案	現 行
（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）	（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）
<p>第二十三条の三の六 高額介護合算療養費は、次に掲げる金額を合算した金額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算定基準額を控除した金額（当該金額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に第一号に規定する基準日組合員に支給するものとし、その額は、介護合算算定基準額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（同号に掲げる金額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる金額を合算した金額又は第六号及び第七号に掲げる金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。</p> <p>一～五 （略）</p>	<p>第二十三条の三の六 高額介護合算療養費は、次に掲げる金額を合算した金額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算定基準額を控除した金額（当該金額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に第一号に規定する基準日組合員に支給するものとし、その額は、介護合算算定基準額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（同号に掲げる金額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる金額を合算した金額又は第六号及び第七号に掲げる金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。</p> <p>一～五 （略）</p>

項において同じ。)に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる金額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。)

七 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等(介護保険法施行令第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。)に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる金額の合算額(同令第二十九条の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。)

2
7
(略)

において同じ。)に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる金額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。)

七 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等(介護保険法施行令第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。)に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる金額の合算額(同令第二十九条の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。)

2
7
(略)

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

現	行	案	正	改
（支援給付に係るその他の法令の適用）	（支援給付に係るその他の法令の適用）	（支援給付に係るその他の法令の適用）	（支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。）	（支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。）
二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百一二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。 イ 介護保険法施行令第二十二条の二第三項、第二十二条の二の二第二項、第四項及び第七項から第十項まで、第二十九条の二第三項、第二十九条の二の二第四項及び第七項から第十八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。	二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百一二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。 イ 介護保険法施行令第二十二条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。	二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百一二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。 イ 介護保険法施行令第二十二条の二第三項、第二十二条の二の二第二項、第四項及び第七項から第十項まで、第二十九条の二第三項、第二十九条の二の二第四項及び第七項から第十八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。	二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百一二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。 イ 介護保険法施行令第二十二条の二第三項、第二十二条の二の二第二項、第四項及び第七項から第十項まで、第二十九条の二第三項、第二十九条の二の二第四項及び第七項から第十八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。	二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百一二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。 イ 介護保険法施行令第二十二条の二第三項、第二十二条の二の二第二項、第四項及び第七項から第十項まで、第二十九条の二第三項、第二十九条の二の二第四項及び第七項から第十八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。

○ 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）（抄）（附則第十二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
（旧国民年金法による年金給付の受給権者の申出による支給停止に関する経過措置）	（旧国民年金法による年金給付の受給権者の申出による支給停止に関する経過措置）	（旧国民年金法による年金給付の受給権者の申出による支給停止に関する経過措置）	（旧国民年金法による年金給付の受給権者の申出による支給停止に関する経過措置）	（旧国民年金法による年金給付の受給権者の申出による支給停止に関する経過措置）

第三十一条（略）

2 前項において準用する国民年金法第二十条の二第一項又は第二項の規定により支給を停止されている旧国民年金法による年金給付は、次に掲げる法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

一〇十五（略）

十六 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二

条の二の二第九項

十七（二十）（略）

第三十一条（略）

2 前項において準用する国民年金法第二十条の二第一項又は第二項の規定により支給を停止されている旧国民年金法による年金給付は、次に掲げる法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

一〇十五（略）

十六 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二

条の二第七項

十七（二十）（略）